

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月21日	
条例の題名	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	公 布 日	平成16年6月25日	
条例番号	平成16年三重県条例第43号	直近改正日	なし	
所管部局課	地域連携部 IT推進課	電 話 番 号	059-224-2200	
条例の概要	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条第1項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めており、県民の利便性の向上、行政運営の簡素・効率化を図るうえで必要であり、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めており、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	他の条例、規則の規定に基づく申請等について、電子情報処理組織を使用する場合この条例の対象となる。国の定める「利用促進対象21手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率は、平成22年度実績で52.9%	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	他の条例、規則を対象とした共通事項を定めるため、条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり内容であり、法令に抵触しない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	他の条例、規則の規定に基づく申請等における情報通信技術の利用について共通する事項を定めており、実務上との食い違いはない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョン 行政運営7「IT活用の推進」	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	申請、届出等における電子情報処理組織の利用について規定しており、一部であっても規定を廃止した場合、行政運営や県民の利便性向上に支障が生じると考える。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		

公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	申請、届出等における電子情報処理組織の使用を可能とするものであり、全ての県民を対象とするものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無